

児童手当

認定請求書



(提出先) 大阪市長

令和 年 月 日

※下記の請求者及び配偶者にかかわる項目は、必ず請求者及び配偶者本人が【誓約・同意事項】(1)(2)に同意した上で記入してください
※添付資料等につきましては、裏面の「記入上の注意」をご覧ください。

請求者 section containing fields for name, sex, birth date, residence, phone number, occupation, and application reason.

Transfer information section including bank details, account numbers, and branch information.

配偶者 section containing fields for spouse's name, sex, birth date, residence, and occupation.

児童等 section containing a table for children with columns for name, birth date, age, sex, custody, and residence.

※続柄の例) 子、孫、甥、姪、夫の子、妻の子、等 ※児童等枠が不足する場合は2枚目を使用してください。 ※児童と別居の場合は別居監護申立書の提出が必要です。

【誓約・同意事項】 (1) 児童手当の支給要件を審査するため、大阪市長が受給者及び配偶者の必要な所得情報等について、マイナンバーを利用した情報提供ネットワークシステム等により公簿等の確認を行うこと... (2) 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。

Final section containing decision fields (課長, 課長代理, 係長, 担当), date, and checkboxes for recognition or rejection.

太枠の中だけ記入してください。

### 【記入上の注意】

平成 28 年 1 月 1 日より、認定請求書には請求者および配偶者の個人番号（マイナンバー）を記載する必要があります。認定請求時には、請求者の個人番号が確認できる書類（個人番号カード、通知カード等）と本人確認ができる書類（個人番号カード、運転免許証等）を提示してください。なお、郵送で申請される場合は、請求者の個人番号が確認できる書類（個人番号カード、通知カード等）および本人確認ができる書類（個人番号カード、運転免許証など）の写しを添付してください。

※個人番号カードは、1 点で個人番号確認書類、本人確認書類を兼ねることができます。

1. 「現住所」の欄は、請求者の住民登録の住所を記入してください。
2. 「配偶者」には、婚姻届を提出していないが、請求者と事実上婚姻関係にある者を含みます。
3. 「転入前住所」は大阪市外から転入の場合に記載してください
4. 「職業」は該当するものに○をしてください。※専業主婦は無職
5. 「加入年金情報」の欄は、請求者が加入している年金等の該当するものに○をしてください。
6. 「振込希望金融機関」の欄は、請求者名義の金融機関の口座を指定し、預金通帳等口座番号が確認できるものを添付してください。（請求者名義以外の名義（配偶者・児童等）には振り込めません。）  
「公金受取口座を利用する」旨の申請後、公金受取口座を変更・登録抹消された場合は、速やかに、「変更届」を大阪市に提出してください。支払月の 1 か月前までにお手続きをお願いします。
7. 「児童等」の欄には請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）するすべての児童等（22 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童及び子）について記入してください。
8. この請求書には、次の書類を添えて提出してください。
  - ① 支給要件に該当する児童のうち、別居している場合は別居監護申立書
  - ② 支給要件に該当する児童のうち、請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童に対する養育関係を明らかにすることができる書類
  - ③ 第 3 子加算の支給要件となる児童等のうち、18 歳到達後の最初の 4 月 1 日から 22 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの間にある子の場合は、監護相当・生計費の負担についての確認書
  - ④ 児童等が海外に留学している場合は、海外留学等に係る申立書
  - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑥ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑦ 3 歳未満の児童を有している場合は、健康保険証等の写し

※この他の書類も必要になる場合があります。

この請求書について分からないことがありましたら、区保健福祉センター児童手当業務担当にお問い合わせください。